

二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令が一部改正されたことに伴い、通所介護事業所のうち、小規模な通所介護事業所の利用定員（18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、地域密着型サービスに移行されることとなった。

